

福祉医療協の歴史とこれから ⑦9

桜ヶ丘記念病院のあゆみとこれから

社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会
桜ヶ丘記念病院 医療福祉部 医療相談課
主任 田中 啓

1. はじめに

東京都多摩市にある桜ヶ丘記念病院は、「東京市方面事業後援会」(現在の東京都民生児童委員連合会)が紀元2600年(昭和15年)の記念事業として、当時恵まれない環境に置かれていた精神障害者の救済と福祉活動の実践のために設立した精神科・神経科の専門病院です。昭和15年11月3日に桜ヶ丘保養院として開院いたしました。開設にあたっては、この事業目的に賛同された皇室から皇居内の侍医寮、事務室などの建物の御下附を受けると共に、財団法人三井報恩会から建物の助成金を、慶応義塾大学医学部から診療スタッフの派遣と医療機器、学術図書の寄付を受けるなど各界の多大なご支援を賜りました。以来今日まで、社会福祉の理念に基づき「医療と福祉の連携」を診療活動の基本姿勢として、専門領域の困難な課題に率先して取り組んで参りました。

また、方面委員(現在の民生児童委員)活動の

中には「病気の人には無料または軽費で入院できるように世話をする」というものがあり、病院設立時の方針として、「公費及び軽費の患者を収容保護すること」が掲げられていました。現在では、全体の入院患者のうち約2割(令和5年度)は生活保護受給者であり、生計困難な方に対しては生活保護基準の125%の範囲を目安に、無料・低額で医療を提供しています。

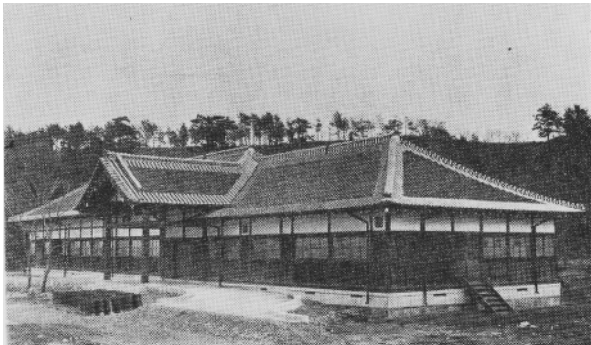
2. 沿革

- 昭和6年 財団法人東京市方面事業後援会設立、認可を受ける。
- 昭和10年 東京市方面事業後援会評議員会により精神病院の設立を決議する。
- 昭和15年 11月3日 桜ヶ丘保養院開院(定床250床)
- 昭和21年 救護法(現在の生活保護法)に基づく医療保護施設の指定を受ける。
- 昭和25年 精神衛生法(現在の精神保健福

祉法)の施行に伴い、指定病院となる。

- 昭和27年 社会福祉事業法(現在の社会福祉法)の施行に伴い、財団法人を社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会に組織変更し第二種社会福祉事業実施施設となる。

- 昭和55年 定床が778床となる。



昭和15年 桜ヶ丘保養院



現在桜ヶ丘記念病院 本館

- 平成2年 創立50周年にあたり、病院名を「桜ヶ丘保養院」から「桜ヶ丘記念病院」に改める。東京都の長期計画に基づく認知症およびアルコール疾患専門病棟の設置・運営を受託し、補助金を得て専門病棟を改築する。この改築の完成に伴い、認知症、アルコール依存症、短期・軽症等の機能分化を行う。
- 平成17年 日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を受ける。

- 平成22年 精神科救急入院料病棟運用開始する。

- 平成25年 1号館大規模改修工事完了し、定床を467床とする

- 平成27年 地域連携型認知症疾患医療センター 受託

- 令和5年 新棟建設準備工事開始 2号館解体

- 令和6年 新棟建設工事着工地域移行機能強化病棟運用開始 定床を447床とする

◇診療科目／精神科・神経科・内科・歯科

◇診療規模／病床数：447床 病棟数：8病棟

◇許認可事項／精神病棟入院基本料(15：1)

精神科救急入院料1・

精神科急性期治療病棟入院料

認知症治療病棟入院料1・

精神療養病棟入院料

精神科作業療法・

精神科デイケア・ショートケア

東京都指定病院・

東京都応急入院指定病院 他

◇併設施設／

・桜ヶ丘延寿ホーム(特別養護老人ホーム)

・多摩市さくらが丘在宅サービスセンター

・多摩市東部地域包括支援センター

・さくらが丘訪問看護ステーション

・キッズガーデンかわせみ(東京都認証保育所)

・カーサさくらが丘(サービス付き高齢者向け住宅、風と森メンタルクリニック)

◇職員数／297人 (令和7年4月1日現在)

3. 理念・基本方針

《理 念》

私たちは患者さんの視点に立ち、信頼される良質な医療を提供いたします。

《基本方針》

医療倫理の遵守とインフォームドコンセントを基本姿勢として、心のこもったサービスを提供いたします。患者さんの人権を擁護し、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援いたします。疾病予防と地域連携に努め、地域の保健福祉活動を積極的に行っています。

近年の取り組み

①福祉事務所への精神保健福祉士の派遣

病院の精神保健福祉士を福祉事務所へ派遣する取組は平成18年5月より東京都の福祉改革推進事業の先駆的事业として3か年の時限付で始まりました。都事業終了後も、桜ヶ丘記念病院と多摩市福祉事務所の連携事業を継続し、現在で19年目になります。月に2回の派遣日に合わせて生活保護のケースワーカーが生活保護受給者の訪問日や面接日を設定しています。育児や介護、学校や職場での対人関係等、生活困窮に関連した様々なメンタルヘルスの悩みや課題についての相談に応じています。

②アルコール依存症の方の外来ミーティング

無料低額診療事業の一環として、アルコール依存症の患者さんを対象としたミーティングを月に2回行っています。しらふの生活を継続して5年～10年の方から断酒をして間もない方まで、毎回約7～8名の方が参加されています。ミーティングのテーマは様々で「なぜ、アルコールを必要としていったのか」、「アルコール依存症からの回復とは何か」、「ストレスマネジメント」などについて、それぞれの立場を尊重しながら意見交換や情報提供を行っています。生活困窮者の方の中にはうつ、アルコール、自殺の相関が強い方もいるため、単なる依存症の啓発や理解を深める場としてではなく、人とのつながりを大切にできる「居場所としての役割」を果たせるよう継続して取り組んでいます。

今後の福祉医療実践の方向性

平成16年9月に国が策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心へ」というスローガンのもと、今日まで様々な施策が講じられてきました。近年では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな基本理念として明示され、長期入院患者さんの地域移行を促進することが大きな柱として位置づけられています。当院においても、令和6年8月1日より「地域移行機能強化病棟」を2病棟開設し、

入院期間が1年以上の患者さんについて、退院支援委員会を開催し、地域生活を念頭においた実程序的なプログラム等を通じて、より一層の地域移行を推進してきました。令和7年4月現在まで34名の長期在院患者さんが高齢者施設や障害者施設、自宅等へ退院されています。精神科病床数はピーク時で778床ありましたが、現在では447床まで削減し、地域における精神科救急・急性期医療での貢献と長期入院患者さんの地域移行および地域生活の定着を支援するよ

う、機能分化を図り運営しております。今後も法人内の各事業所との連携をはじめとし、地域の一医療資源として、精神障害者への差別・偏見やスティグマを解消するため普及啓発事業、精神障害者の地域定着や再発予防のためアウトリーチ支援の拡充、入院医療における多職種協働の包括ケアの提供等を行い、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送れるよう地域包括ケアシステムの構築に寄与したいと考えております。



社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会 敷地内 航空写真